



外部評価の円滑な実施に向けて、評価制度の充実・見直しのための基本理念を定め、現在の評価制度の課題と解決の方向性を示すとともに、外部評価への区民参加のあり方について提言を行うものである。

行政評価（内部評価）制度の充実・見直しについて

1. 充実・見直しを行うための基本理念

- (1) 行政評価は、区民を含むすべての関係者が、区役所の仕事を共通の言葉で議論するためのコミュニケーションツールである。
- (2) 行政評価は、基本計画に基づく体系的で戦略的な行政経営と、区民生活の目線に立ち、目的や成果、そしてコストを意識した事業遂行を図るためのツールである。
- (3) 行政評価は、職員、さらには区民の行政改革への関心とモチベーションを高め、改革に向けての努力を引き出すツールである。

2. 充実・見直しを行うため重点項目

(1) 誰にでもわかりやすい評価

外部評価者・区民にとって見やすく、理解しやすい帳票を作る。そのためには視覚的な見やすさ・わかりやすさを心がけることはもちろん、専門用語や区役所特有の会計制度を知らなくても、事業内容やコストなどの状況が把握できるようにすること。

(2) 評価結果を行政経営に活かし、組織の問題解決能力を高めるための情報充実

評価結果を、戦略的な経営や体系的な意思決定など多角的に活用していくため、評価シートに記載される基礎情報の充実を図る。

(3) 区民・職員のモチベーションを高める仕組みづくり

P D C A サイクルによる行政運営が定着し、事業のスクラップ&ビルドが絶えず実施されるよう、評価への取組に対するモチベーション向上のための仕組みづくりを検討する。

今後の外部評価のあり方について

1. 外部評価として審議すべき内容

区のビジョンや各部の経営戦略の確認

施策評価の検証

事務事業評価(評価対象事務事業の選択、事務事業の目的・方法の確認、事務事業評価と改善点の抽
報告・とりまとめ

2. 審議の方法

外部評価委員会は、原則として、全委員が参加・出席する全体会によって、審議を進めることとする。

3. 区民参加のあり方

建設的な議論をおこなうため区民委員にも一定の知識が必要

公平性を考えると一定割合の公募委員も必要

開かれた行政評価のためにより広い意見の聴取が必要